

いじめの重大事態に係る調査報告書（令和7年7月11日公表）を踏まえた
網走市立学校及び網走市教育委員会が取り組む再発防止策について

（１）学校における取組

ア．いじめ防止に向けた研修の強化

- ・全教職員を対象に、いじめ防止対策推進法や国の基本方針、網走市いじめ防止基本方針の内容を徹底するための研修を定期的実施する。特に、初期対応の在り方、いじめの定義、重大事態の判断基準、性被害に関するいじめへの対応、SNS等に関わるいじめへの対応についての理解を深め、いじめへの危機意識の向上を図る。
- ・北海道教育委員会「いじめ対応ガイドブック・支援ツール～コンパス～」を活用し、全ての教員が法に基づく適切な対応を行う。

イ．適切な初期対応

- ・校長のリーダーシップの下、いじめ被害の対象児童生徒（以下「対象児童生徒」とする。）の安全確保と状況の把握、いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該事案に何らかの関わりのある児童生徒（以下「関係児童生徒」とする。）からの初期情報の丁寧な聞き取りと記録、対象及び関係児童生徒の保護者への連絡と協力要請、教職員の役割分担の明確化、関係機関への相談検討等の対応を迅速かつ適切に進める。

ウ．相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進等、児童生徒が悩みや不安等を気軽に相談できる体制を整備する。
- ・教職員が児童生徒のSOSサインを早期に発見し、適切に受け止められるよう、研修を強化する。

エ．情報共有の徹底

- ・いじめに関する情報共有のルールを明確化し、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・特定の教員のみで抱え込まず、組織全体で情報を共有し、対応に当たる。

オ．道徳教育・人権教育の推進

- ・ いじめを許さない風土づくりのため、道徳教育や人権教育をさらに推進する。
- ・ 生徒が自らいじめについて考え、解決に向けて主体的に取り組めるような活動を奨励する。
- ・ インターネットやSNSの使い方に関する講習会等を積極的に開催し、正しい倫理観の育成に務める。

カ．保護者・地域との連携強化

- ・ いじめに関する情報提供や意見交換の場を積極的に設定するなど、保護者や地域と学校が協力して、いじめを未然に防ぐ体制を構築する。
- ・ 匿名による情報についても重要に扱い、迅速な対応を行う。

キ．警察との連携

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められたり、対象児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じたりするものについては、対象児童生徒とその保護者の意向への配慮の下、早期に躊躇せず警察に通報・相談する。

ク．謝罪の徹底等、いじめを行った児童生徒への毅然とした指導

- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめを行った児童生徒によるいじめ被害の対象児童生徒への謝罪を徹底するなど、毅然とした指導を行う。
- ・ いじめを行った児童生徒に対して、必要に応じて別室登校等の措置を検討する。

ケ．いじめを行った児童生徒の行動変容を促すカウンセリング

- ・ いじめを行った児童生徒に対して、スクールカウンセラーによりいじめの背景要因の探求、いじめ被害の対象児童生徒の心情想像への促し、共感性の向上、居場所づくり等を支援する。

(2) 市（教育委員会）における取組

ア. いじめ防止基本方針の点検、見直し

- ・ いじめ防止基本方針に基づく取組がより実効性の高いものとなるよう、その機能状況を点検し、必要に応じて見直しを行う。

イ. いじめの防止

- ・ 児童生徒及び保護者に対し、いじめや情報モラルに対する理解を深めるため、関係機関と連携した広報や講演会等の啓発活動を行う。
- ・ インターネットパトロール等を実施し、ネットいじめの未然防止を図る。問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行う。
- ・ 学校の教育活動全体を通じ、道徳教育や自己肯定感を育む体験活動等が充実するよう、学校に対し指導・助言を行う。
- ・ 市内小中学校の児童生徒が、いじめの根絶や命の大切さなどについて意見交換を行う機会を設定するなど、各学校における望ましい人間関係づくりへの意識を高める取組を一層充実させる。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命の安全教育」の推進を図るため、学校に対し指導・助言を行う。
- ・ 性的マイノリティとされる児童生徒及び多様な背景を持つ児童生徒に対し、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう、学校に対し指導・助言を行う。
- ・ 児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で行う、いじめ問題について考え、議論する活動について、学校を支援する。

ウ. いじめの早期発見

- ・ スクールカウンセラーによるいじめの早期発見や被害者の心のケアに努める相談体制を整備し、学校訪問等により積極的に周知する。
- ・ 児童生徒の一人一台端末や自己所有端末から、匿名で相談・報告が可能なアプリ等を活用する。これによって、児童生徒がＳＯＳを発する際の心理的ハードルを低減するとともに、匿名による情報も重要に扱い、学校の迅速で適切な初期対応を支援する。
- ・ 各学校が実施する児童生徒に対する定期的な「いじめに関するアンケート調査」の結果を取りまとめ、状況の把握に努める。

- ・「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員が連携して的確に関わり、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、積極的に認知するよう各学校に対して指導・助言を行う。
- ・リーフレットや相談カードなどを配布し、児童生徒及び保護者に対して、いじめに係る相談を受け付ける体制を周知する。
- ・教育専門相談員や教育相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して学校へ派遣するなど、児童生徒及び保護者からの相談を受ける体制の充実を図る。

エ. いじめへの対処

- ・教育委員会に「いじめ対策支援チーム（仮称）」を設置し、学校への迅速な支援や情報提供を行う。
- ・いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるものが含まれるため、これらについては、学校における適切な指導・支援といじめを受けた対象児童生徒の意向への配慮の下、早期に躊躇せず警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。
- ・学校で発生したいじめ問題について、校長の強力なリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」による聴き取りやアンケート等を通じた事実確認と迅速かつ適切な対応の徹底について指導・助言を行う。
- ・いじめを受けた対象児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った関係児童生徒の保護者に対し、学校教育法の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、必要な措置を講じる。
- ・児童生徒のいじめを含む教育に関する問題について、児童生徒及び保護者からの相談に応じ、関係機関との連絡調整を行いながら指導・助言を行う。
- ・いじめを受けた対象児童生徒といじめを行った関係児童生徒が異なる学校に在籍している場合には、教育委員会が学校間の連絡を取り、連携・協力体制を構築する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、当該学校に速やかに連絡を取り、早期対応を行う。